

日本が独立を回復する前に
行われた一方的な措置で
した。

竹島周辺で韓国側から銃撃
された海上保安庁の巡視船



図2 (写真提供: 読売新聞社)

韓国は、日本の竹島領土編入を「侵略（韓国併合）の
第一歩」だと主張しています。この主張は韓国の国民
感情を強くとらえ、竹島問
題の解決を難しくさせてい
ます。

1951年 (昭和26年)	サンフランシスコ平和条約調印。 (翌年4月発効)
1952年 (昭和27年)	韓国がいわゆる「李承晩ライン」 を一方的に設定。 図1
1953年 (昭和28年)	竹島周辺で海上保安庁の巡視船 が韓国官憲により銃撃される。 図2
1954年 (昭和29年)	日本は国際司法裁判所への付託 を提案、韓国が拒否。
1965年 (昭和40年)	日韓基本条約の締結により日韓 の国交が正常化。日韓漁業協定 で「李承晩ライン」廃止。
2005年 (平成17年)	島根県が竹島の日条例を公布、 施行。
2012年 (平成24年)	李明博・韓国大統領が歴代大統 領として初めて竹島に上陸。



図1 (外務省「竹島問題10のポイント」)

日本は今日までに3回に
わたり同様の提案をしま
したが、韓国はいずれも
拒否しました。



3 国際法から見た竹島

【1】 竹島が日本固有の領土である根拠

- 政府は国際法にのっとり、合法的に竹島を自国領に編入しました。

どの国も竹島を自国領と主張していないこと、日本人しか実際に漁業をしていないことを慎重に確認し、国際法にのっとり編入を決定しました。
- サンフランシスコ平和条約で日本が放棄した領土に、竹島は含まれません。

韓国は、日本が放棄すべき領土に竹島を明記するよう米国に求めましたが、米国は根拠がないとして拒否しました。
- いわゆる「李承晩ライン」の設定は、国際法に違反しています。

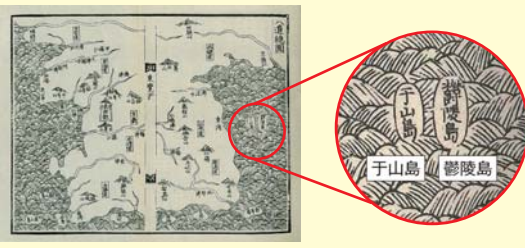
韓国大統領李承晩が「海洋主権宣言」をおこなって公海上に一方的に線引きをし、竹島をとりこみました。これは国際法に違反した行為です。

【2】 韓国の主張とこれに対する日本政府の見解

韓国の主張

朝鮮の古文献には「鬱陵島」と「于山島」という2つの島の記載があり、朝鮮国は古くからこの島を認知していた。この「于山島」こそ現在の竹島である、と主張しています。

また、日本による竹島の領土編入は、韓国併合に至る侵略の第一歩であり、正当性がないと主張しています。



「新増東国輿地勝覧 八道総図」(写し) (外務省「竹島問題10のポイント」)

これに対する日本政府の見解

韓国が主張するように「于山島」が竹島を示すのであれば、この島は鬱陵島の東方に小さく書かれるはずですが、「新増東国輿地勝覧」に添付された地図では鬱陵島の西側に、鬱陵島とほぼ同じ大きさで描かれており、これは全く実在しない島です。

また、歴史的事実として竹島が韓国の領土だったことはなく、日本人による漁業が江戸時代から円滑に行われてきたことから、「侵略の第一歩」などではないことは明らかです。